

指定（介護予防）短期入所生活介護

ショートステイセンター大日山荘

運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



(事業の目的)

第 1 条 (介護予防) 短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）は、利用者が要支援または要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

2 利用者の（要支援）要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または（要支援）要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 自らその提供する指定（介護予防）短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するものとする。

4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 上記 4 項目のほか『和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 46 号）』及び『和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 50 号）』に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイセンター大日山荘  
(2) 所在地 和歌山市平尾 2 番地 1

(従業者の職種、員数)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

管理者	1 名
生活相談員	1 名以上
介護職員	7 名以上
栄養士	1 名以上
医 師	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上

(職務内容)

第 5 条 施設長及び職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は職員を指揮監督し施設の運営管理にあたる。
- (2) 生活相談員は利用者の生活相談、面接、身上調査及び家族やボランティアに関する業務に従事する。
- (3) 看護職員は利用者の看護及び保健衛生に従事する。
- (4) 介護職員は利用者の日常生活における介護、行事、クラブ活動、利用者への助言相談等の業務に従事する。
- (5) 管理栄養士・栄養士は献立作成、栄養計算、及び給食の記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (10) 機能訓練指導員は利用者の機能回復及び機能低下の予防に必要な訓練、指導に従事する。
- (11) 調理員は給食の調理に従事する。
- (12) 医師は利用者の健康管理を行い療養上の指導に従事する。

(利用定員)

第 6 条 事業の利用定員は、20名とする。

(サービスの内容及びその他の費用の額)

第 7 条 指定（介護予防）短期入所生活介護（以下、「サービス」という。）の提供に際し、予め、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、（介護予防）短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

- 2 サービスの提供にあたっては、利用者に係わる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 3 サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 サービスの提供にあたって管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介

護予防) 短期入所生活介護計画を作成する。既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

5 山荘は施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

6 山荘は、前項の身体拘束等を行う場合、合議により決定し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を家族等に十分説明の上、経過を記録しなければならない。

7 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(1) 介護に関する内容

- ① 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴又は清拭
- ② 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助
- ③ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替え
- ④ 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- 8 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行う。
- 9 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 10 利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置をとる。
- 11 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 12 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。
- 13 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）とする。
- 14 前項により支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用は下記のとおり利用者から支払いをうけるものとする。
  - (1) 滞在費 別表1のとおり
  - (2) 食 費 別表1のとおり
  - (3) 特別な食費 一般の食費に対する追加的費用
  - (4) 理美容代 実 費

- (5) 前号のほか、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適當と認められるものは、利用者から支払いをうけるものとする。
- 15 利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料について記載した領収書を交付する。
- 16 法定代理受領サービスの該当しないサービスに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、和歌山市・海南市・岩出市・紀の川市貴志川町の区域とする。

(苦情処理等)

- 第 9 条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導、助言に従い必要な改善を行うものとする。

(緊急時等の対応方法)

第 10 条 当事業所に勤務する指定（介護予防）短期入所生活介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な処置を講ずる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第 12 条 消防計画に準拠し、防火管理者等の責任者を定め、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束)

第 14 条 当事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の身体的拘束等を行う場合、合議により決定し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を家族等に十分説明の上、経過を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。
- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催とともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 この措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族や市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人権擁護のための措置に関する事項)

- 第 17 条 当事業所は、利用者の人権擁護等のため、責任者及び人権擁護推進員を配置し、苦情解決等の体制整備、職員に対する人権擁護の啓発のための定期的な研修の実施等その他必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第 18 条 当事業所は、適切な社会福祉事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 19 条 短期入所生活介護員及び他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさない。過去に従業者であった者においても同様であって、秘密保持を雇用契約の内容に含む。
- 2 関係市町村や他の保健、医療、福祉サービスの提供主体、居宅介護支援事業者との連携をはかるために勉強会や会議に積極的に参加する。
  - 3 当事業所は短期入所生活介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、また当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
  - 4 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
  - 5 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場

- 合には、損害賠償を速やかに行う。
- 6 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
- 7 当事業所の会計とその他の事業の会計とは区分する。
- 8 設備、備品、従業者、会計に対する、諸記録を整備する。
- 9 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、サービスを提供した日から 5 年間保存する。
- 10 職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても、検証、整備する。  
採用時研修 採用後 3 ヶ月以内  
継続研修 月 1 回
- 11 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿敬会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 11月 1日から施行する。

別表1（第6条関係）

居住費・食費の費用

利用者負担段階		負担限度額		
区分	対象者	滞在費 多床室	滞在費 個室	食費
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、又は、生活保護受給されている方。	0円／1日	380円／1日	300円／1日
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が年間80万円以下の方。	430円／1日	480円／1日	600円／1日
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が年間80万超120万円以下の方。	430円／1日	880円／1日	1,000円／1日
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が年間120万円超の方。	430円／1日	880円／1日	1,300円／1日
第4段階	上記以外の方	915円／1日	1,231円／1日	1,465円／1日

※世帯全員が市町村民税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居室費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。